

あなたの相談や悩みを 総合的に支援します

大津町障害者 相談支援センター



「私たちが相談をお受けします」

「障害がある人の仕事ができる場所はないか」「障害のある子どもを預ってくれるサービスはないか」「何か手当や助成制度はないか」「どんなサービスを受けることができるの？」など、障害があることで困っている、悩んでいることを相談員がお聞きします。その内容を総合的に判断して、適切なアドバイスや使える支援をご紹介します。障害者手帳を持っている人でなくても、誰でも相談することができます。料金もかかりません。気軽にお越しください（電話での相談も可能です）。



大津町障害者相談支援センター (町地域包括支援センター内)

大津町大字大津1233 ☎096(292)0114

大津の サービス①

障害のある人を支える支援

障害福祉 サービス	居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、または掃除や買い物、通院の介助などを行います。
	生活介護	日中、入浴や排泄、食事の介護などを行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	短期入所	自宅で介護する人のために、短期的に、夜間も含めて施設で入浴や排泄、食事の介護などを行います。
	施設入所支援	施設に入所して、入浴や食事の介護などを行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識の習得や能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型、B型	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
障害児 通所支援	児童発達支援	障害児やその家族に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	放課後等 デイサービス	就学している障害児に、生活能力向上のための訓練を放課後などに継続的に提供します。
重度心身障害者 医療費助成		重度の障害がある人に対して、医療費から自己負担額を差し引いた額を助成します。
補装具		障害がある人の身体機能の維持、補完のために、「車いす」や「義肢」「義足」「補聴器」などを給付、貸与します。
日常生活用具		障害がある人の日常生活のために、「紙おむつ」や「ストーマ用装具」「特殊寝台」などを給付します。
特別児童扶養手当		20歳未満で、心身に中度以上の障害がある児童を養育している保護者に手当を支給します。
特別障害者手当		心身に重度の障害がある20歳以上で特別の介護が必要な在宅の人に手当を支給します。



聴覚障害などがあり、役場の手続きなどで意思疎通にお困りの場合は「手話通訳者設置日」をご利用ください。町地域包括支援センターに通訳者がいますので、一緒に手続きを進めることができます。もちろん相談もできますので、気軽にご利用ください。設置日は「まちのカレンダー」に掲載しています（今月号は23ページ）。

毎月第2第4火曜日は…

手話通訳者設置

大津の サービス②

毎月第1月曜日は… 障害者相談

大津の サービス③



知的障害のある子どもの親が相談員ですので、障害のある人の気持ちに寄り添って相談を受けることができます。解決が見えない悩みなどもお聞かせください。

障害者が利用できるサービスは多くあります。町で利用できるサービスを少しだけ紹介します。町のホームページでは障害福祉について、より詳しく掲載しています。ぜひご覧ください。

障 ほんの少しの勇気を 害者自立支援法が施行されて12年が経ちました。その時に始まった障害福祉サービスも、内容の変更やサービスの追加や廃止もあっています。全ての皆さんが、現時点でのサービスの概要を知るには難しく、今、学んだとしても来年には制度が変わっていることもあります。作本さんも努力をしていますが、相談員からアドバイスをもらえたから最善の方向性が見えたのです。詳しく知らなくても相談はできるのです。相談をすることは勇気が必要です。相談したくても「こんなことで相談していいのかな」「誰に声をかければいいんだろう」と考えて相談できないこともあると思います。

大津町は、これからも相談しやすい環境を作っていきます。相談員も、職員も笑顔でご相談を受けるよう心がけています。相談したい時は、ほんの少しの勇気を持ってお越しください。その勇気は、作本さんの就職までのきっかけのような、あなたの人生の転機を作るために必要なのですから。

シリーズ障害福祉 つづく

清 障害者の就労が持つ意味 掃用機を持ち、笑顔で誇らしげに立つ作本武史さん。知的に障害がある武史さんは、熊本北郵便局で、お客さんのために、職員のために、毎日仕事を頑張っています。日本郵便株式会社熊本北郵便局に就職してもうすぐ3年。それは、母と武史さんと相談員が積み上げてきた努力が実った結果でした。

日本郵便株式会社は今後もチャレンジド制度を進めていきたいと話します。障害のある人も、得意なことと不得意なことがありますが、それを雇用者側が理解することで、「障害者」とひとくくりにするのではなく、一人一人に合った仕事を提供することができそうです。自分ができることが社会に役立っている。それが障害のある人の生きがいにつながっていくでしょう。

Chapter 2

相談する勇気と、相談しやすい環境



清掃をする武史さんの表情は真剣そのもの。仕事の中で学んだことも多くあるそうです。

「挑戦すべき課題や使命を与えられた人」の意味を持つ。日本郵便株式会社は「ゆうせいチャレンジド株式会社」を子会社に持ち、障害者雇用の促進に努めている。

武 史さんは、知的障害があり療育手帳を持っています。高校生になると大津支援学校に通いますが、気になっていたことは、卒業後の進路でした。母である作本聖子さんは、わが子の将来のために「療育サロン」に通ったり、施設の見学会に参加したりするなど多くを学びました。その頃に出会った相談員。相談をすることで、多くのアドバイスをもらいました。そんな相談時の一言から転機はやってきました。

※「チャレンジド制度」 障害者を雇用する制度

チャレンジドとは、障害のある人を表現するアメリカの言葉。「挑戦すべき課題や使命を与えられた人」の意味を持つ。日本郵便株式会社は「ゆうせいチャレンジド株式会社」を子会社に持ち、障害者雇用の促進に努めている。

共感を 共生に

シリーズ 障害福祉②



先月号から連続で掲載しています「シリーズ障害福祉」。第2回は障害福祉サービスなどいろいろな支援をご紹介します。より良いサービスを知り、その使い方を提案できる「相談」について知りましょう。

場体験を行い、その後、採用となります。勤務は1日6時間働いています。

日本郵便株式会社は今後もチャレンジド制度を進めていきたいと話します。障害のある人も、得意なことと不得意なことがありますが、それを雇用者側が理解することで、「障害者」とひとくくりにするのではなく、一人一人に合った仕事を提供することができそうです。

Chapter 2

相談する勇気と、相談しやすい環境

「挑戦すべき課題や使命を与えられた人」の意味を持つ。日本郵便株式会社は「ゆうせいチャレンジド株式会社」を子会社に持ち、障害者雇用の促進に努めている。

相談して 本当に良かった。



武史さんの母 作本 聖子 さん

子どもの進路のことで相談したときのことを今でも覚えています。障害者の就労事業所で就労を考えていた私が相談したら、相談員さんから「まだ決めないで」と言われました。武史のことを良く分かってきていて、可能性を広げていくことの大切さを教えられました。春休みに武史と2人でバスと電車を使い通勤の練習を行いました。電車に乗ることが分かり、仕事の選択肢が広がったことにとっても喜びました。夏休みには実習も行いました。高校卒業後は、すぐ仕事をするのではなく「就労移行支援」のサービスを利用して、仕事をするための訓練をじっくり行い、その結果、郵便局に就職することができました。相談をすることができたから、安心して頑張ることができました。自分の考えを持つことも大事ですが、相談することでアイデアと選択肢をもらえます。アドバイスをもらい、春から夏に頑張ったあときは、私たちに本当が良いきっかけでした。相談をして、武史に合った支援が見つかったことを本当にうれしく思います。